

「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、プラスチックごみの排出抑制・リサイクルを推進し、もって循環型社会の形成を促進すること及び、海や河川、湖沼でのアクティビティを楽しまれる方が、プラスチックをはじめとするごみ清掃を行い、ごみの排出抑制やリサイクルに対する意識向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支出実績額に対応する補助金を補助事業者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は補助事業者から様式第5号により補助事業にかかる経費について支出実績額の確定前の補助金の概算払（以下「概算払」という。）を請求されたときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は、原則として鳥取県の会計年度に1回に限り、交付決定の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。ただし、交付決定額の2分の1の額（千円未満は切り捨て）を限度とする。

3 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年8月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額（補助金）
(1) エコテイクアウト 推進事業	県内の飲食店、旅館・ホテル等	環境配慮容器購入費用 ※環境配慮容器の例 リユース容器、紙・竹製等のバイオマス素材使用容器、生分解性プラスチック使用容器、バイオマス素材配合用容器、エコマーク認証容器等 ※使い捨てプラスチック製容器は除く。	1／2 ※同一の者への交付決定は1回のみ	50 千円 ※県内に複数店舗を経営する事業者は、店舗数に関わらず 100 千円を上限とする。
(2) イベントでのリユース容器等活用支援事業	民間団体、経済団体、市町村、学校、出店者等 （法人格の有無を問わない。）	賃借料、送料	10／10 ※同一の者への交付決定は3回まで	100 千円
(3) プラごみゼロ実践活動支援事業	民間団体、経済団体、学校等（法人格の有無を問わない。）	実践活動に必要と認められる経費 （賃金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、食糧費、会場借上料、委託料、備品購入費、工事請負費、役務費、使用料、賃借料 等）	1／2	250 千円
(4) 河川・海岸における清掃活動、プロギング事業、プラスチック・フィッシング事業実施支援事業	民間団体、経済団体、市町村、学校等（法人格の有無を問わない。） なお、プラスチック・フィッシング事業については、ツアーを企画・実施する事業者に限る。 また、地方自治体等の類似する他の補助金、委託を受けていない団体とする。	①清掃活動：必要とする用具等の購入費、参加者の安全等を確保するために必要とする経費、その他清掃活動に必要と認められる経費 ②プロギング事業実施：事業実施に必要と認められる経費（賃金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、食糧費、会場借上料、委託料、備品購入費、役務費、使用料、賃借料 等） ③プラスチック・フィッシング事業実施：事業実施に必要と認められる経費（賃金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、食糧費、会場借上料、委託料、備品購入費、役務費、使用料、賃借料 等）。	10／10	250 千円

様式第 1 号（第 4、7 条関係）

年度「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金事業計画（報告）書

申請する細事業

☐ (1)エコテイクアウト推進事業
☐ (2)イベントでのリユース容器等活用支援事業
☐ (3)プラごみゼロ実践活動支援事業
☐ (4)河川・海岸における清掃活動、プロギング事業、プラスチック・フィッシング事業実施支援事業

1 申請者の概要	名称		
	代表者職・氏名		
	郵便番号		
	所在地		
	担当者		
	担当者連絡先	電話	
		電子メール	
	事業実施店舗	店舗名	所在地
※(1) エコテイクアウト推進事業の申請者のみ記載してください。			
申請者の概要		注) 会則等参考となる資料を添付すること。	
○主な活動内容			
○会員数 等			
※(2)イベントでのリユース容器等活用支援事業、(3)プラごみゼロ実践活動支援事業、(4)河川・海岸における清掃活動、プロギング事業、プラスチック・フィッシング実施支援事業の申請者のみ記載してください。			
2 消費税の取扱	☐ 一般課税事業者 ☐ 簡易課税事業者 ☐ 免税事業者 ☐ 特定収入割合が 5 %を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者		

[illegible]

	(4)河川・海岸における清掃活動、プロギング事業、プラスチック・フィッシング事業実施支援事業 【交付申請時】事業実施(予定)期間、参加(予定)人数、事業内容等を記載してください。 【実績報告時】事業実施期間、参加人数、実施内容、取組の成果、後の取組方針等を記載してください。 ※内容は、取組内容だけでなく、組織的な取組であることや会員等への普及啓発の方法についても記載してください。
5 その他	注1) 交付対象経費に委託費又は工事請負費が含まれる場合であって、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。 2) 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

(参考) 添付書類

	(1)エコテイクアウト推進事業	(2)イベントでのリユース容器等活用支援事業	(3)プラごみゼロ実践活動支援事業	(4)河川・海岸における清掃活動、プロギング事業、プラスチック・フィッシング事業実施支援事業
交付申請時	☐ 飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証の写し ☐ 購入容器の見積書または商品名単価・購入予定数がわかる資料（HPの写しなど） ☐ 環境配慮容器に該当していることがわかる資料（カタログ、HPの写しなど） <概算払を希望する場合> ☐ 口座振込依頼書	☐ 会則等、活動実態がわかる資料 ☐ 見積書 <概算払を希望する場合> ☐ 口座振込依頼書	☐ 会則等、活動実態がわかる資料 <概算払を希望する場合> ☐ 口座振込依頼書	☐ 会則等、活動実態がわかる資料 <概算払を希望する場合> ☐ 口座振込依頼書
実績報告時	☐ 補助対象経費にかかる領収書の写し ☐ 環境配慮容器に該当していることが分かる資料（交付申請時資料から変更した場合） ☐ 口座振込依頼書	☐ 補助対象経費にかかる領収書の写し ☐ 実施したイベントの詳細がわかる資料（チラシ、写真、制作物の写し等） ☐ 口座振込依頼書	☐ 補助対象経費にかかる領収書の写し ☐ 実施した事業内容の詳細がわかる資料（チラシ、写真、制作物の写し等） ☐ 口座振込依頼書	☐ 補助対象経費にかかる領収書の写し ☐ 実施した事業内容の詳細がわかる資料（チラシ、写真、制作物の写し等） ☐ 口座振込依頼書

年度「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	内訳（資金調達先等）
県補助金		
自己財源		—
その他		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額 (A)	県補助金額 (A) × 補助率	摘要
【補助対象経費】			
☐ (1) エコテイクアウト推進事業 ☐ (2) イベントでのリユース容器等活用支援事業 ☐ (3) プラごみゼロ実践活動支援事業 ☐ (4) 河川・海岸における清掃活動、プロギング事業、プラスチック・フィッシング事業実施支援事業 の金額 (①)			☐ 別添経費明細書のとおり
【補助対象外経費】			
※②			☐ 別添経費明細書のとおり
補助対象外経費 (②) の地方消費税等の額 (③)			
補助対象経費 (①) の地方消費税等の額 (④)			—
合計 (①+②+③+④)			—

(注1) 摘要欄には、経費毎の詳細、算定根拠等を記載することとし、別途明細書（見積書、請求明細書、任意様式の明細書等）を添付する場合は「別添経費明細書のとおり」としてもよい。

(注2) 細事業（区分）ごとに別葉とすること。

※) 支出の部①、②の欄の金額の記載方法は、事業者区分に応じて以下のとおりとする。

事業者区分	金額記載方法
一般課税事業者	税抜金額
簡易課税事業者	税込金額 (地方消費税等の額③、④は空欄でよい。)
免税事業者	
特定収入割合が５％を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者	

年 月 日

様

職 氏 名

年度「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金交付要綱（令和7年4月1日付第202400329431号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 交付規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ				非課税仕入 れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経 費 の 内 訳							

- （2）課税売上割合 %
- （3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代 表 者 職
代表者氏名

年度「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで申請した（交付決定された）「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金について、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助申請額	円
概算払希望額	円
概算払を希望する理由	

添付書類 口座振込依頼書